

御谷騒動・古都鎌倉の風致保存と世界遺産登録一

**Preservation of OYATSU, sanctuary and area
of utmost importance behind HACHIMAN GU SHRINE
and Kamakura's World Heritage Inscription**

西嶋 洋一*

要約 第2次大戦後のGDP年8%を超える高度経済成長期に工業化投資と共に宅地造成・都市化が日本全土に拡がり50年前の1964年(昭和39年)に鎌倉幕府開府以来800年の鎌倉の歴史的遺産の要の聖地「御谷山林」に及んで、宅地造成の為にブルドーザーによって破壊されようとした。地元住民と文化人が協力して鎌倉の風致を守り切った闘争の歴史が「御谷騒動」である。その成果が画期的な世論立法とされる「古都保存法」の制定であり、その適用によって以降京都・奈良・鎌倉の古都の歴史的文化的文化財が守られてきた。また保存の成果が「武家の古都鎌倉」として世界遺産に申請中であり2013年秋に認定されることが期待されている。

キーワード 古都保存法、武家の古都鎌倉の世界遺産申請

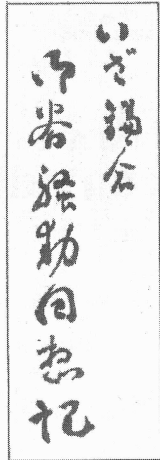
第1章 本論執筆の目的・狙い

- 1 今を遡る約50年前の1964年(昭和39年)に鎌倉幕府開府以来800年の鎌倉の歴史的遺産の要の聖地「御谷山林」が、宅地造成の為にブルドーザーによって破壊されようとして大騒ぎになった。その折に地域社会が団結して阻止し、鎌倉の風致を守り切った闘争の歴史が「御谷騒動」と称されている。その成果は画期的な世論立法とされる「古都保存法(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法)」が制定されたことである。その法の適用によって以降京都・奈良・鎌倉の古都の歴史的風致が守られてきた。
- 2 御谷騒動は地域住民で「御谷照光会」の代表天野久弥氏と、著名な作家大仏次郎氏の二人のリーダーの推進力によって、風致保護・宅造反対に立ち向かい世論に支持された結果、議員立法による古都保存法成立という成果に導かれ

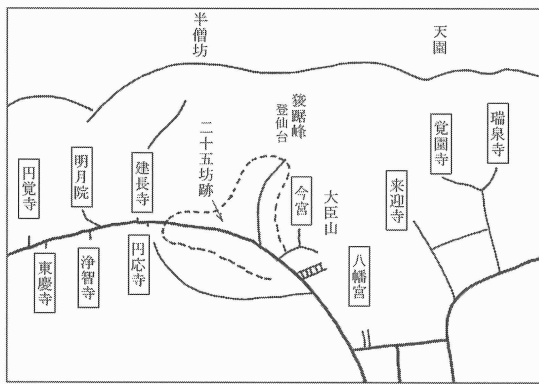
た。大仏次郎氏は風致保存主義者で、ナショナルトラスト推進者である。「戦災から免れた古都の奈良・京都・鎌倉の歴史は守らねばならない」という信念を貫き通した。天野久弥氏は「古都保存法の生みの親(井上禪定師)」と評価される判断・折衝力など実行力のあるに優れたリーダーであった。

- 3 御谷騒動は宅地造成「昭和の鎌倉攻め」に立ち向った2年間の情熱の迸る闘争と勝利の歴史であり、その経緯は「いざ鎌倉・御谷騒動回想記」(天野久弥氏著)に述べられている。本論は当回想記と大仏次郎氏の学識・見識溢れる論文・随筆・記録類を主史料として古都鎌倉保存研究の深耕を試みるものである。
- 4 御谷騒動の理念は鎌倉風致保存会によって受け継がれ、古都保存法による保存の成果が「武家の古都鎌倉」として世界遺産に申請中であり2013年夏に認定されることが期待されている。

*愛知学院大学 総合政策学部 元教授



図表記事1-1 いざ鎌倉御谷騒動回想記表紙



図表記事1-2 御谷地区を含む周辺名勝図

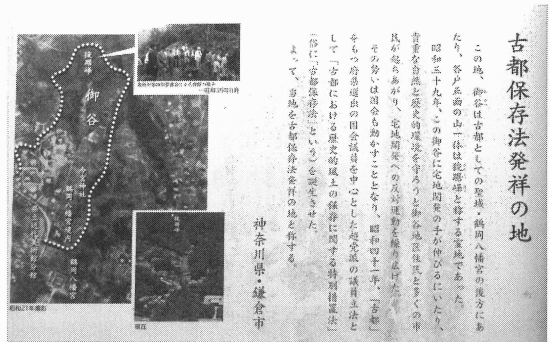
用語の定義

風致とは（都市計画法）

風致地区制度は、都市における良好な自然景観を保全し、自然と調和した緑豊かなまちづくりを目的としたもので、鎌倉市には約2,194ha（市全体の約55.5%）の風致地区が指定されている。

歴史的風土保存区域（古都保存法）

わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している区域。鎌倉市には古都保存法に基づく「歴史的風土保存区域」が、市全体の面積の24.8%にあたる982.2ha指定されている。



図表記事1-3 古都保護法発祥の地



図表記事1-4 御谷の立地

歴史的風土特別保存地区（古都保存法）

歴史的風土保存区域982.2haのうち、鎌倉市全体の面積の14.5%にあたる573.6haが「歴史的風土特別保存地区」に指定されている。特別保存とは歴史的風土保存区域のうち土地所有者の行為が制限される区域。

第2章 住民運動・御谷騒動

－天野久弥著「いざ鎌倉・御谷騒動回想記」と大仏次郎氏の古都保存の主張－

御谷とは

鶴岡八幡宮の供僧坊の跡でその谷の裏の溪間に昔ながらの自然森があり、背景に狹路峰（さんこうほう）という峰があり、頂上に昇仙台という古岩がある。更に峰続きに護摩壇の霊場がある鎌倉の聖地である。鎌倉の風致の最高位にランクされる最も鎌倉らしい地区である。

御谷騒動の始まり

昭和38年（1963年）10月頃より御谷地区に出入りして、測量や土質調査を始めていた宅造事業者から提出された御谷地区の宅造計画を、県と市が住人に知らせることなく許可していたことに対する反撥から始まった。

所有者 千秋社KK(千葉県)及び三味興業KK(東京都)

宅地造成申請 県に提出・県から市に通知・鎌倉市議会承認

鎌倉市長 「宅地造成支障なし」の書面を県宛39年1月21日答申

御谷住民は町内会を開き御谷照光会（天野氏代表）を設置して宅造反対運動が開始された。「鎌倉の自然を守る会」（会長酒井恒，副会長原実）が立ち上がり対応を開始した。

2-1 御谷宅造計画反対運動

御谷照光会・鎌倉の自然を守る会等による宅造反対の陳情と上申書

御谷照光会による宅造反対の陳情書・上申書を市長、神奈川県知事宛に提出した。これに賛同する3つのグループ「鎌倉の自然を守る会」、「頼朝報恩会」、鎌倉市等が歩調を合わせて上申した。



図表記事2-2 読売新聞
「宅地造成、鎌倉を騒がす八幡宮裏で工事」

図表記事2-1 陳情書・上申書一覧

月 日	上申書・目的	内 容	上申者	宛 先
3月15日	宅造の中止	鎌倉景勝中重要地の二十五坊跡での宅造中止	御谷照光会実行委員会9名	神奈川県知事 鎌倉市長 田川誠一 春秋社社長
3/15/2012	副上申書	上申書の応援支援事情を篤と御賢察下さしまして格別のお力添えをお願いする	斯界の実力者・著名人59名の連署	同 上
	上申書	①文化財変質の懸念 ②貴重植物伐採は忍び難い ③御谷照光会他下記2件陳情添付	鎌倉市長	神奈川県知事
	上申書 上申書		鎌倉の自然を守る会 頼朝報恩会	鎌倉市長 神奈川県知事 鎌倉市長 神奈川県知事
7月29日	形状変更申請への反対	6月8日業者提出の形状変更申請	鎌倉市長	神奈川県知事
8月4日	許可事項の再調査願	申請者三味興業の内容の検討なしで許可されたことへの再調査	鎌倉市長	神奈川県知事

宅造反対の上申書には全面的に支援する趣旨の副上申書が添付された。副上申書への署名は斯界の有力者・著名人59名であった。そのなかには大仏次郎、川端康成、小林秀雄、里見弴、鈴木大拙、井上禅定氏らが名を連ねている。上申書等の提出、反対署名活動など住民運動の動きが世論を形成するに至り、オピニオンリーダーとの文化人による宅造反対・古都保存の主張が「情報発信された。

2-2 地域住民の意向・文化人による風致保存の情報発信

1) 読売新聞社会面の鎌倉騒動の報道 読売新聞 5月11日記事

天野久弥氏からの情報提供に基づき読売新聞が「宅地造成、鎌倉をさわがす 八幡宮裏で工事 風致なしと文化人ら」の見出しで航空写真を添付された6段抜きの社会面に大きく報道され、地元



図表記事2-3 「私も反対だ 現場を視察・鎌倉二十五坊跡の宅地造成」 4

図表記事2-4 御谷騒動オピニオンリーダー・文化人の情報発信

発信趣旨	発信者	宛先	年月日	
宅地造成鎌倉を騒がす 風致台無しと文化人	読売新聞	一般読者宛 の情報開示	昭和39年 5月11日	天野久弥氏提供情報の 社会への情報発信
私も反対だ	内山神奈川県知事	神奈川新聞	6月2日	知事の宅造反対の所見表明
「怒る権利」	大仏次郎	神奈川新聞 (2000字)	8月11日	御谷地区宅造に無策の 文化財保護施策を怒る
「自然」の保存を図ろう 末永く子孫に残すためにも	鈴木大拙	朝日新聞 声欄 (投稿)	10月12日	鎌倉風致保存連盟発足 発信趣旨を強調
悲しき鎌倉の秋	小倉遊亀	朝日新聞 声欄 (投稿)	10月16日	9月26日”カコノ木” 写生 組員のブルに遭難
破壊される自然	大仏次郎	朝日新聞 連載所信表明	昭和40年 2月8-12日	古都保存法立法の基礎思想

住民に関心を持つきっかけとなった。この報道が引き金となって御谷騒動が知られるようになった。「御谷騒動オピニオンリーダー・文化人の情報発信」は6件の社会的に影響のある文化人の歴史的文化財の保護の必然性を説く説得性のある発信となった。

2) 神奈川内山岩太郎知事 神奈川新聞 6月2日 記事

「私も反対だ 現場を視察・鎌倉二十五坊跡の宅地造成」4段抜きの視察・会見の記事「宅地造成許可をしたくない」

内山知事鎌倉は古都であり、神奈川県では鎌倉市しか自然美、遺跡が残っている処はない。世界の鎌倉だからどうしても守りたい。現在の法規制度では風致保存の為の法的な拘束力がないことが問題であり、同時に財政的補償が必要である。鎌倉市民が鎌倉を守る熱意に燃え、社会の良識に訴えることが大事であると所見を述べている。

御谷騒動の際「鎌倉の自然を守る会」の副代表原美氏は、昭和52年1月13日開催の「古都保存10周年記念の集い」で（全国歴史的風土保存連盟事務局長として）当時の状況について内山知事の言葉に励まされて、御谷山林の保護が実現したと述べている。副知事、課長クラスは法律一辺倒で御谷山林の保護の訴えに耳を貸さなかったが内山知事は行政官であると共に政治家であり、適切な決断が下されたと評価した。

3) 大仏次郎 「怒る権利」 39年10月12日神奈川新聞

「怒る権利」は御谷山林が建設という名の破壊が止められない国策の貧困を何とかしなければならぬ。史蹟・風致を指定しても維持管理は個人、地域自治体次第である。「怒る権利」を行使出来ない現状を打破しよう。

4) 鈴木大拙（仏教哲学者 94歳）39年10月2日

朝日新聞声欄

「自然の保存を図ろう 末永く子孫に残すために」は世界有数の仏教学者の、熱情の迸る吐露であり、その後の自然保護活動に大きな影響を与えた。風致保存連盟が出来たことを歓迎し、風致のみならず自然を守ることが歓迎であると述べている。

第3章 御谷騒動の終結に向けて

昭和39年（1964年）

御谷騒動の実質は短期決戦的な動きの激しい騒動であった。御谷騒動回想記の記述によると9月以降は宅造業者側には不利の状況が続き、宅造業者関係者はブルドーザーで侵入して、鎌倉警察が出動する等不穏な状況が続いた。神奈川県は現法規制のもとで大岡裁判のような縮小された宅造認可を下した。宅造業者にとっては旨みのない儲からない話になって仕舞った。

市民運動の中から風致保存連盟が設立され（9



図表記事3-1 鎌倉攻め・ブルドーザーで侵入・削られていく頼朝の遺産

月), 宅地の補償と買い上げ資金確保の寄付集めを開始した。同時に鎌倉市も「(財) 鎌倉風致保存会」を設立し(11月), 風致保存連盟と友好的な関係を維持しつつ解決に向けて前進し始めた。

昭和40年(1965年)

(財) 鎌倉風致保存会は御谷地区買収を地主と6月に合意し騒動は一件落着となった。大仏次郎は随筆「破壊される自然」を朝日新聞に5回連載(2月8-12日)で発表し、鎌倉の風致地区の破壊が進むみつある実情を訴え、実効ある新保護法の立法の確立の提言を行った。古都京都・奈良・鎌倉は連合して立法に向けての連合して働きかけを行い、40年12月に議員立法で古都保存法(古都保存法)が成立した。

1) 大仏次郎の「昭和の鎌倉攻めで鎌倉は壊される」

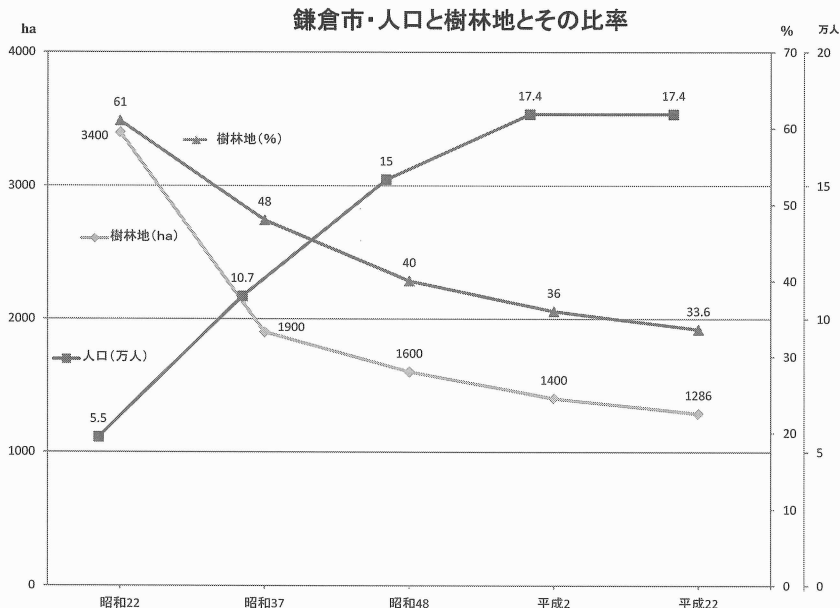
朝日新聞40年2月8日掲載の大仏次郎の随筆「昭和の鎌倉攻め」は、一流作家のポイントを捉えた表現であり鎌倉がブルドーザーで無残に削り取られて分譲地に切開し始めた姿が目に見えようである。読者を唸らせる迫力がある。

大仏次郎は現状の破壊を止めない限り鎌倉が

「禿山と崖と砂漠」と化していくと警告しているが、それは大袈裟ではなく現実に昭和20-30年代に鎌倉の緑が激減したことを、鎌倉市のグリーンマネジメント等の公表資料により計数的に把握できる。公表資料から緑・樹林地が減少する状況を捉え図表化したのが図表記事3-2「鎌倉の失われゆく緑」である。終戦直後の22年には3400haあった緑が15年後の37年には1900haと44%失われ、古都保存法が成立した41年にはほぼ半減し1700ha程度になっていたと推定できる。鎌倉市の記録によれば、七里ヶ浜と円覚寺裏山112haの緑を代償に3,000区画の宅地が生まれた。

大仏次郎は鎌倉は「禿山と崖と砂漠」と化していくと表現しているが、古都保存法による風致保存が実施されなかったら、破壊の波を押し止めるすべなく鎌倉は「世界の宝」として世界遺産申請に至ることなく砂漠化していく歴史を辿ったであろう。それだけに御谷騒動で市民パワーを結集させ、古都保存法立法にまで漕ぎ付けた歴史を、古都保存法50周年を2年後に迎えるにあたり振り返る意味がある。

鎌倉市は平成8年より構築されている「鎌倉緑の基本計画-グリーンマネジメントの実践-」で



図表記事3-2 「鎌倉の失われゆく緑」

は、失われた緑は戻らないが、緑の量・質の向上を目指し市の豊かな緑資源を活用する方策を実践に移している。例えば、腰越地区広町緑地は市民運動によって宅地開発から守られた森であり、平成25年には市民が憩う都市公園として発足する計画である。

- 2) 「悲しき鎌倉の秋」(小倉遊亀投稿)は生々しい。－写生の鼻先をかすめブルドーザーが突進・宅地造成で荒らされる自然林－という見出し－
東慶寺の井上禅定師が小倉画伯を案内して御谷に向かいかけた際、危うくブルドーザーで刎ねらそうになった瞬間、助け人に救われ危うく難を逃れ

た。御谷で現実にあった話の報告である。画伯が「鹿子(カゴ)の樹」という喬木を写生していた処へ、神聖な地「御谷」にブルドーザー・無法者が入り込んで薙ぎ倒していった。未完成のカゴの樹のスケッチが印象に残る

3-2 鎌倉風致保存会の発足に向けて

風致保存会は2つの組織がありほぼ同時設立された。一つは八幡宮社務所内に事務局を置く地元住民が主導する「風致保存連盟」(39年9月7日発足)であり、もう一つは鎌倉市が計画した「財団法人鎌倉風致保存会」(11月4日発足)である。お互いに友好的な関係を維持できたので特に組織上の問題は発生しなかった。「風致保存連盟」(39



図表記事3-3 悲しき鎌倉の秋 朝日新聞10月6日 小倉遊亀紙 寄稿

図表記事3-4 風致保存連盟設立趣意書

鎌倉の「風致保存資金」募金運動趣意書	S39年		
保存連盟実行委員	9月7日	鎌倉を破壊から守るために地権者への買収、補償のための資金集め	P 50-52
参加組織名	御谷照光会・鎌倉の自然をまもる会・頼朝報恩会・北鎌倉友の会・明月谷保存会・円覚寺帰源院・覚園寺・材木座婦人会		
鎌倉風致保存連盟寄付	内山岩太郎・寄付者多数	10月5日	P 60-64
謝礼文・運動終結宣言(関係者宛)	酒井 恒 鎌倉風致保存連盟会長)	S40年 7月10日	P 66-67
鎌倉風致保存連盟役員名簿(鎌倉風致保存連盟はS50年3月解散)		9月27日	P 57
	会長酒井恒 副会長原実・天野久弥		

年9月7日発足)の詳細は鎌倉の「風致保存資金」募金運動趣意書(回想記 p50-52)に詳しい。風致保存連盟は役割を果たしたとして昭和50年に組織が解散した。

3-3 御谷騒動における利害関係者の実態

利害関係者とは御谷騒動に関係した全ての利害を異にする関係者のことで、地区住民、宅造事業者、行政機関(神奈川県、鎌倉市)、文化人・学者等である。

利害関係者の対応概要

- 1 地域住民 自分たちの生活の維持が脅かされる立場なので、団結して自主防衛のための手段を執らねばならなかった。町内会御谷照光会がそれである。
- 2 宅造事業者側は、行政の指導を無視してもブルドーザー動員を強行し警察の出動を招くなど非合法になりかねない強引な進め方であった。
- 3 ジャーナリズム 新聞は文化人・学者・宗教関係者の御谷騒動の文化人からの情報発信を取り上げて、社会に周知させる積極的な役割を果たした。
- 4 地方行政機関(神奈川県・鎌倉市)の「社会的責任」の認識、1965年(昭和40年)の御谷騒動の時代はお役所仕事といわれる非能率、隠蔽体質、お上意識があったことは何れの場所でもあった様に事実であろう。1990年代以降(昭和54年)より鎌倉市総合計画に従った行政組織運営が緒に就き、地方行政機関の「社会的責任」の認識が深まり現在に至っている。即ち透明性、公共性、公平性を維持し説明責任を果たす立場にあることの認識を備えるに至っている。
- 5 鎌倉在住の著名作家、文化人、学者、宗教関係者 風致保存、宅造反対の立場は明快であり鈴木大拙、大仏次郎などがオピニオンリーダーの役割を果たした。

3-4 大仏次郎と天野久弥氏

この二人は御谷騒動も重要な役割を果たした人

物として詳しく述べる。

天野久弥氏

- 1 天野久弥氏は「いざ鎌倉御谷騒動回想記」の著者である。字数記録A5判の70ページの小冊子である。御谷騒動終結から20年後天野氏80歳に刊行。散逸することなく纏められており貴重な歴史史料である。
- 2 鎌倉市都市計画課刊の「古都保存法施行40周年記念誌」に、「鎌倉の歴史的風土を守るために御谷騒動」が漫画(65ページ)の紙面で判り易く掲載されている。天野久弥氏が御谷騒動漫画の主人公に登場している。平成19年3月発行(2008)
- 3 井上禪定師の評価(鎌倉風致保存会版古都保存法40周年記念誌) 東慶寺の井上禪定師は、天野久弥氏を義の人とし「古都保存法生みの親」と評価している。「いざ鎌倉御谷騒動回想記」を「日本の歴史の重要な史料である」と評価している。
- 4 筆者西嶋の見方
企業経営者であると共に、社会的に鎌倉御谷山林の風致保存の為、古都保存法立法に尽くされ、立派な業績を挙げられた人物である。行動する実行力であると共に、著作の随所に現れるが、忍耐し自らを抑制する力の持ち主と評価できる。自らの御谷騒動リーダーとしての出番を決め、御谷山林買入れの見極めを以て引退の時期を自ら決めて実行に移した。天野久弥氏は出处進退が明確であるというリーダーたるの要件を充たしている。
天野久弥氏略歴(1906-1992) 実業家 花咲KK社長 御谷騒動の実質的推進者

大仏次郎氏のこと

著名な作家であることは言うに及ばず、財団法人鎌倉風致保存会が1964年(昭和39年)12月に誕生した際の設立発起人となり、また初代理事に就任し風致保存会に大きな貢献をした。鎌倉風致保存会の精神的母体となった英国のナショナル・トラストの日本への紹介者ともなった。大仏次郎が40年2月8日から12日まで「破壊される自然」を

図表記事3-5 大仏次郎著「破壊される自然」朝日新聞連載

目次	発行年月日	記載要旨
1 昭和の鎌倉攻め－ブルドーザーで侵入。削られていく頼朝の遺産	昭和40年 2月8日	頼朝が残した遺産は乱開発で緑が消え禿山と崖と砂漠に。
2 風致地区というもの	2月9日	都市計画法による風致の保護は無力である。日本古来の美は戻らない。京都・奈良・鎌倉を残そう。
3 実効ある新保護法を	2月10日	現都市計画法の不備を補い、文化財保護に国家が乗り出し、有効な法規整備と運用を図ろう。
4 我が家の朝顔を育てても	2月11日	我が家の朝顔を育て且つ公共の自然の美を愛でる国民に、フランスの街並み保存・景観保護に学ぼう。
5 「田舎を守る運動」起きよ	2月12日	イギリスのナショナルトラストに倣い日本に史跡・風致保護の仕組みをつくることを期待する。
6 要約		破壊が進む鎌倉の文化遺産は英のナショナルトラストに倣い実効ある新保護法の作成を急がねばならない美しい日本の古都京都・奈良・鎌倉を守ろう。

朝日新聞夕刊5回連載した。その要旨は下記の通り。

「破壊が進む鎌倉の文化遺産は、英のナショナルトラストに倣い実効ある新保護法の作成を急がねばならない。美しい日本の古都京都・奈良・鎌倉を守ろう。」

大仏次郎略歴1897—1973) 小説家。長谷(はせ)大仏裏に住んでいたため大仏の筆名を用いる。代表作に『霧笛』『パリ燃ゆ』1964年文化勲章受章

第4章 御谷騒動と古都保存法の齎した成果

4-1 20年遅れの世界遺産認定への期待

「武家の古都鎌倉」は20年遅れの世界遺産認定

「武家の古都鎌倉」は2013年に世界遺産認定されることが期待されている。図表記事4-1「鎌倉時代及び以前の世界文化遺産」に見る通り、鎌倉

時代及び以前の世界文化遺産は5ヶ所あり、古都京都、古都奈良及び3古都以外の法隆寺、厳島神社、平泉中尊寺である。古都鎌倉が古都京都、古都奈良と共に1993年暫定リストに載ったのは同時期であり、古都京都は翌年の1994年に、古都奈良は5年遅れの1998年に認定されているが、鎌倉は取り残されて2013年に認定されるとして20年の遅れになっている。遅れの理由を現時点で細部に亘り詮索することは、意味が無く生産的ではない。それなりの理由があつてのことである。

暫定リスト 鎌倉の古寺社の文化財	H4年
武家の古都・鎌倉	H16
ユネスコに推薦書を提出	H24

遅れの理由

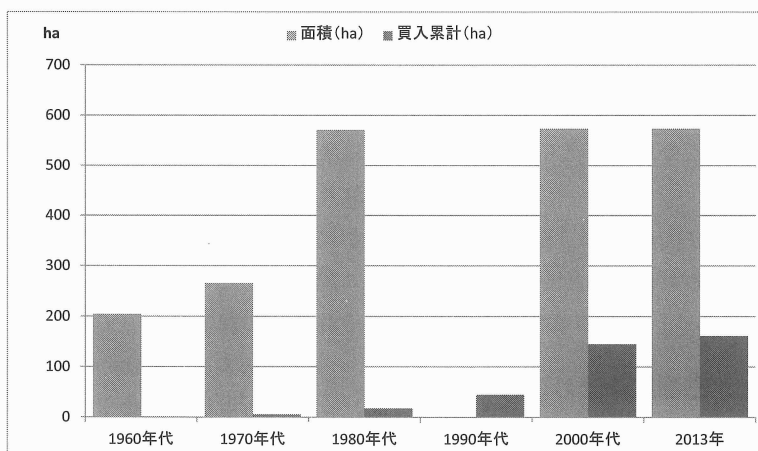
コンセプトの変更など「顕著な普遍的価値」の取り纏めの遅れ
世界遺産の維持・保管・管理の遅れ

図表記事4-1 鎌倉時代及び以前の世界文化遺産

認証年	三古都	三古都以外
認証済み		
1993		法隆寺及び仏教建築物
1994	古都京都の文化財	
1996		厳島神社
1998	古都奈良の文化財	
2011		平泉－浄土を表す建築物他
認証期待		
2013	武家の古都鎌倉	暫定リスト1993年
2013	富士山	

図表記事4-2 武家の古都・鎌倉申請資産詳細

資産名	武家の古都・鎌倉資産詳細																					
	種別	寺院										寺院跡	武家館跡	切通			港跡					
重要な要素	名称	① 鶴岡八幡宮 (若宮大路含む)	② 荏柄天神社	③ 壽福寺	④ 建長寺	⑤ 円覚寺	⑥ 瑞泉寺	⑦ 鎌倉大仏 (高德院)	⑧ 覚園寺	⑨ 浄光明寺	⑩ 極楽寺 (仏法寺跡含む)	⑪ 称名寺	⑫ 永福寺跡	⑬ 法華堂跡	⑭ 東勝寺跡	⑮ 北条氏常盤亭跡	⑯ 朝夷奈切通	⑰ 名越切通	⑱ 亀ヶ谷坂	⑲ 仮粧坂	⑳ 大仏切通	㉑ 和賀江嶋



図表記事4-3 鎌倉歴史的風土特別保存地区の面積 (ha) と土地の買入状況 (ha)

4-2 古都保存法

古都保存法（「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」）は昭和40年12月に成立した。この立法は世論立法として鎌倉市民運動・御谷騒動の成果である。本法は様々な保存行政に有益な影響と効果を齎した。御谷（鎌倉裏山）は都市計画法で風致地区に指定されていたが、開発行為を無補償で一切禁止することは私権尊重から不可能で宅地造成事業を止めることが出来なかった。その欠陥の抜本的な改革として「古都保存法」の立法化が進んだ。

法規の詳細の記載は専門書等に譲り、本論では

下記に要点のみを記載し、鎌倉における適用されている結果のみを掲載する。

1 古都

「京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」（2条）

2 歴史的風土の指定

わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況（2条定義、4条指定）

3 歴史的風土保存計画

図表記事4-4 鎌倉市歴史的風土特別保存区域と買上げ（平成24年4月）

歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存区地区		
名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)	買上げ (ha)
朝比奈地区	142.0	朝比奈切通し特別保存地区	7.0	0.6
八幡宮地区	308.0	瑞泉寺特別保存地区	119.0	52.7
		浄妙寺特別保存地区	8.1	1.3
		護良親王墓特別保存地区	2.0	0.8
		建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区	172.0	33.4
		永福寺跡特別保存地区	5.7	-
大町・材木座地区	167.2	妙本寺・衣張山特別保存地区	67.0	13.2
		名越切通し特別保存地区	20.0	6.1
長谷・極楽寺地区	207.0	寿福寺特別保存地区	18.0	1.7
		大仏・長谷観音特別保存地区	110.0	5.7
		極楽寺特別保存地区	9.8	5.7
		稲村ヶ崎特別保存地区	6.0	0.1
山ノ内地区	158.0	円覚寺特別保存地区	29.0	0.4
合計	982.2	合計	573.6	161.5
			買上げ比率 (28%)	

歴史的風土の保存に関する計画（5条）を決定
特別保存地域内（6条）の行為の届出

4 歴史的風土特別保存地区内の行為の制限（8条）

5 損失と土地の買入れ

当該土地の所有者から土地の利用に著しい支障
をきたすことにより府県が所有者の申出によ
り、当該土地を買い入れる（9条・11条）

鎌倉市における鎌倉歴史的風土地区、特別保存
指定地区及び土地の買入状況は、鎌倉歴史的風土
地区982.2ha、特別保存指定地区573.6haが指定さ
れておりそれに対して平成24年4月の買入状況
は161.5haであり、買入比率は28%である。

出典

1. 天野久弥著「いざ鎌倉御谷騒動回想記」昭和59年1月29日 ひかり印刷
2. 古都法保存法十周年記念行事記録 昭和52年1月13

日 鎌倉市

3. 古都保存法10周年の集い講演記録 昭和52年1月13日 全国歴史的風土保存連盟事務局長 原実氏
4. 古都法保存法施行四十周年記念誌—鎌倉の歴史的風土を守るために— 平成19年3月 鎌倉市都市計画課
5. 鎌倉歴史的特別保存地区の土地買入状況 神奈川県横須賀三浦地区県政総合センター 平成24年3月31日
6. 鎌倉市緑の基本計画 平成23年（2011年）9月 鎌倉市
7. 鎌倉議会史（記述編）鎌倉議会史編集編纂委員会
8. 武家の古都・鎌倉資産詳細 鎌倉市世界遺産担当課 鎌倉市
9. 鎌倉風致保存会ニュース8号10周年記念号（天野静江氏寄稿）
10. 鎌倉風致保存会ニュース8号10周年記念号（井上禅定氏寄稿）
11. 木原啓吉著「ナショナルトラスト新版」2005年9月15日 三省堂
12. 木原啓吉著「歴史的環境」1982年12月20日 三省堂

Abstract: Ancient capital Preservation Law (ACPL) was in enforcement in 1966 and thereafter historic cultural assets of Japan's Ancient capital, Kamakura, Kyoto, Nara have been preserved. and destruction of buffer area of ACPL designated historic cultural assets have been avoided. ACPL is the fruits of success of preservation of OYATSU, sanctuary and area of utmost importance behind HACHIMAN GU SHRINE. Kamakura's World Heritage Inscription is expected in latter half of 2013 as the outcome of ACPL enforcement.

keywords: Ancient Capital Preservation Law,

KAMAKURA, Home of the SAMURAI, nominated for World Heritage Inscription